

環境省通知 「ヘキサメチレンテトラミンの排出に係る適正な管理について」及び
「ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理委託等に係る留意事項について」の概要について

ヘキサメチレンテトラミンを含む排水や 廃棄物の適正処理をお願いします

平成24年5月に、利根川水系の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され、1都4県の浄水場において取水停止が生じる等の取水障害が発生しました。

本事案は、廃棄物に含まれていたヘキサメチレンテトラミンが十分に処理されないまま排水として河川に放流され、浄水場で塩素と反応することによりホルムアルデヒドが生成したものと考えられています。

こうした事案を受けて、環境省では、「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」を設置し、再発を防止するための対策等について検討を進め、同検討会において、平成24年8月に中間取りまとめが行われました。今般、この中間とりまとめを受けて、環境省から通知が行われましたので、その概要をお知らせします。

ヘキサメチレンテトラミンの排出に係る適正な管理の推進について(通知)

(平成24年9月11日付け環水大水発第120911001号環境省水・大気環境局水環境課長通知)

ヘキサメチレンテトラミンを含む排水が公共用水域に多量に排出されることにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、ヘキサメチレンテトラミンを排出する工場・事業場においては、その排水を適正に管理すること。

工場・事業場における管理について

- ① 公共用水域(その水が水道原水となる水域等)に排出する排水のホルムアルデヒド生成能について0.8mg/Lを目安にして管理すること。
- ② 排水の管理に当たっては、排水の測定を行い管理するほか、原材料等の濃度及び使用量並びに処理を委託した廃液中の濃度の把握等により管理することも可能であること。
- ③ 工場・事業場によっては、製造・処理工程でヘキサメチレンテトラミンが副生成する可能性があることに留意すること。

【参考】ヘキサメチレンテトラミンについて

無色の固体で水に溶けやすく、加水分解によりホルムアルデヒドとアンモニアを生成します。
P R T R法に基づく第一種指定化学物質に指定されています。

ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理委託等に係る留意事項について(通知)

(平成24年9月11日付け環産発第120911001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)

ヘキサメチレンテトラミン等の生活環境保全上の支障を生ずる懸念のある化学物質を含有する産業廃棄物の処理を廃棄物処理法第12条第5項の規定に基づき産業廃棄物処理業者に委託する場合の取扱いを、次のとおりとする。

1 ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の委託処理にあたって

- ① 委託契約を締結するにあたり、産業廃棄物処分業者から情報提供を受け、ヘキサメチレンテトラミンを有効に処理することができる方法であることを確認すること
- ② 委託契約書には、委託する産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項（施行規則第8条の4の2第6号へ）として、ヘキサメチレンテトラミンの含有に関する情報を含めること
- ③ ヘキサメチレンテトラミンに関する情報を提供する場合には、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（環境省）」に示す廃棄物データシート（WDS）にヘキサメチレンテトラミンの含有に関する事項、取り扱う場合の注意事項等を記載し情報提供すること
⇒ ガイドラインはこちらのHPをご覧ください
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>
- ④ 処理状況に関する確認（法第12条7項）を行うにあたっては、産業廃棄物処理業者の施設を実際に確認する方法により、処理が適切に行われていることを把握することが望ましいこと

2 産業廃棄物処理業者がヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物を受託するにあたって

- ① 自らの処理施設で適正に処理可能なものであるか否かを判断し、判断のための情報が不足している場合には、排出事業者に更なる情報提供を求めること
- ② 適正な処理が可能であるか否かの判断にあたっては、「ヘキサメチレンテトラミンの排出に係る適正な管理の推進について」（平成24年9月11日付け環水大発第120911001号環境省水・大気環境局水環境課長通知）を参考とすること

3 その他の産業廃棄物の委託処理にあたって

- ① ヘキサメチレンテトラミン以外の化学物質を含有する廃棄物の処理委託を行う場合についても、廃棄物データシート（WDS）に化学物質の含有に関する事項、取り扱う場合の注意事項等を記載し情報提供することが望ましいこと
- ② 過去に発生した事例等により生活環境保全上の支障を容易に予見できる場合には、ヘキサメチレンテトラミンと同様の対応（1①及び②）を行うこと
- ③ 特別管理産業廃棄物として規制が行われている有害物質の含有に関する情報を把握し、特別管理産業廃棄物に該当しない場合を含めて、委託契約書にその含有についての情報に係る条項を含めること
⇒ 特別管理産業廃棄物として規制がされている有害物質についてはこちらのHPをご覧ください
http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/index.html

このリーフレットの内容に関する問い合わせ先

(排水について)

神奈川県環境農政局環境保全部
大気水質課 水環境グループ

電話 045(210)1111(内線4124～4126)
ファックス 045(210)8846

(廃棄物について)

神奈川県環境農政局環境保全部
廃棄物指導課 産業廃棄物指導グループ

電話 045(210)1111(内線4160～4161)
ファックス 045(210)8847